

『デンビー所領調査簿』におけるイーリーについて

—北部ウェイルズにおける家族的土地所有の解体過程の把握—

高 橋 和 男

一 はじめに

イングランドによる征服、併合 (the Statute of Rhuddlan, 一二八四年) 以後作製された北部ウェイルズの王領地、特権所領 honour 等の所領調査簿 survey, extent を検する⁽¹⁾、そこに必ず Wele (Gwely) 或は Gavell (gafael) という語が見出される⁽¹⁾。これらの語を明確に概念構成し、術語として用いたのは Frederic Seebohm が最初であるとされている。即ち彼は、イーリーを《同祖から出、第四世代を超えない範囲の子孫に限定された家族集団即ち家長制大家族》として、かつまたガヴェルもかかるイーリーの下部組織 sub-wele として、イクス

『デンビー所領調査簿』におけるイーリーについて

プリシットに規定した⁽²⁾。のみならず彼はまた、ウェイルズ「部族社会」の慣習を理解するうえでこれらの概念が有つ意義を、イングランドの村落共同体を理解する場合に不可欠の virgate 乃至 yardland にも比定したのである。

このやうに Seebohm は、イーリーを Welsh Tribal System を理解するキイ概念として極めて重視していたのであるが、だが彼が、イーリーをヴァーギット (或はヤードランド) に比定し、これと同じ重要性を有つと言ったときのその正確なインプリケーションを理解することは、従来必ずしも容易ではなかつた。

イングランド古代・中世史に関する Seebohm, Paul Vin-

gradoff の所説が、一九三〇年代頃からの所謂「古典学説」批判の高まりのなかで、様々な破壊・修正を受けてきたことは周知の通りであるが、ウェイルズ古代・中世史に関する彼らの所説もまた例外ではなかった。就中 Seeborn によって定式化されたウェイルズ部族制度像を破壊する試みは近年ますます激越な調子さえ帯びてきている。

こうした「通説」破壊が、Seeborn の当時とは較べようもないほど進んだ新史料の発掘、古文書学、考古学、系図学、地名学等の学問分野の著しい発達に裏付けられたものであることは明白であるとしても、しかしながら、Seeborn 説を批判する側の内部には、各々が批判の対象とする個々の論点に相違が見られ、必ずしも彼の所説の何を批判するかで、足並みが揃っているとは言えないように思われる。こうした批判者の側における Seeborn 説の理解の仕方の微妙なズレは、彼のイリーリー解釈を問題にするとき最も顕著に顕われる。

小稿はこのような事情を顧慮しつつ、イリーリーが如何なる意味・次元において Seeborn によってヴァーギイトと比定されたのかというところまで立帰って、この点を、イリーリー解釈の研究史並びに史料に記されたそれとに即して正確に見究め、以ってウェイルズ中世社会像の再構成への手掛りを見出さんとするものである。

(一) *Registrum vulgarter nuncupationum* "The Record of Carnarvon," ed. H. Ellis (London, 1838); *Survey of the Honour*

of Denbigh, 1334, ed. P. Vinogradoff and F. Morgan (London, 1914); *The First Extent of Bromfield and Yale*, A. D. 1315, ed. T. P. Ellis (London, 1924). 最後の史料は *Wale (Gwely)* とその文字は現われなう。

(二) F. Seeborn, *The Tribal System in Wales* (London 1895, 2nd ed., 1904), pp. vii-xi, xxxii-xxxvi, 88-9, 95-6; do., *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law* (London, 1902), pp. 23-30, 156.

二 学説史におけるイリーリー

Seeborn のイリーリー解釈として最も流布しているのが、従って「通説」批判の際に対象とされるのが、既に見た《家父長制大家族》説である。しかしながら、Seeborn がイリーリーを《四世代を包含する家族集団》とのみ見做していたわけではなかったことは、彼の次のような記述からもうかがえる。

「われわれは十二世紀においてさえ、世帯成員全員が、一つの部屋から成る家の壁を取囲んでいる一つの休息地を使用した」と、この休息地が 'gwely' と呼ばれたこと、従って 'tir-gwely' とは同じ休息地を使用する家族の土地であったこと、そして生活を共にする、或る同祖の子孫は一つの 'gweli-gordd' であった」といったことまで見てきた。十四世紀に至ってまなわ、*Record of Carnarvon* では、保有地は未だに 'Weleis' とか 'Gavellis' と呼ばれており、これらはその本質にお

いて、「家族」所有地乃至部族所有地である。⁽¹⁾

見られるとおり Seeborn はイリーリーと、この語の両義性に十分気づいていた、と言つてよい。この記述からは、彼が十四世紀段階のイリーリーを「家父長制大」家族によつて占取される所有地そのもの、或いは所有地に対する家族的諸権利の総体を意味すると思つていたことが読みとれる。では何故 Seeborn はイリーリーを「*Patriarchal household*」であると一義的に強調したのであろうか。一つにはそれは、所謂 *the Laws of King Howell the Good* (*Hywel Dda c. 950*) としつ知られる中世「ウェイルズ法」——その最も古いマニエスクリプトで十二世紀のもの、大部分が十三世紀以降のものとしてされている——において述べられているイリーリーと、諸所領調査簿に現われるそれとをストレートに結びつけて理解したことに由来すると推測される。⁽³⁾ その意味で正しく Seeborn のイリーリー像は、⁽⁴⁾ Lewis の表現を借りれば、*'a composite picture'* なのである。そしていま一つには、十一—十二世紀のウェイルズ社会をアープリーオーリーに「*tribal*」と規定し、同時代のイングラランド・マナー社会との対照をことさら強調する Seeborn は、十三—四世紀の所領調査簿の記述の裡に、ウェイルズに固有の部族制度的特質を見出さんとしたからに外ならない。

これらの点は批判されるとしても、Seeborn がイリーリーの有する二重の意味を、無自覚的にもせよ指摘しえたのは、実は彼が主に依拠した二種類の史料に記されているイリーリーが、元

『テンビー所領調査簿』におけるイリーリーについて

来その意味内容において異なつていた可能性を示唆する。事実、E. A. Lewis は、一方で Seeborn のイリーリー＝*family group* とする見解を受け入れながらも、『カーナーボン文書』(一三三二年)に記録された *Wlele (Gwely)* が、往時の *patriarchal character* を失つて *territorial character* を有するものになつてゐたと指摘してゐる。⁽⁵⁾ A. N. Palmer と E. Owen もまた、早くから『テンビー所領調査簿』のイリーリー乃至ガヴェルが、共に *a family land* であるとはっきり見抜いてゐた。⁽⁶⁾ このように、十三—四世紀の記録文書に見出されるイリーリー或はガヴェルが、Seeborn によつて定式化されたような「家族集団」という意味をもちや失ひ、「*a family holding*」という意味を一義的に有してゐたことは、一部の研究者によつて早くから明らかにされてゐたと言へる。このことを先ず確認しておく必要がある。

それではイリーリーは、「ウェイルズ法」においては、*prima-ritia* には如何なる意味を有してゐたのであろうか。従来イリーリーの語源・語義に関しては様々な解釈・異説があるが、「ウェイルズ法」を専ら重視する G. R. J. Jones——このことと十二世紀以前の早期ウェイルズ社会の実態解明に向けられた彼の関心とが結びついている点に注意したい——及び「ウェイルズ法」のテクニカル・チームに関する浩瀚な書 (*Glossary of Medieval Welsh Law*, 1913) を著した T. Lewis によつて、それが *'blood'*, *'kinship'*, *'blood fine'* 等を最初意味したこと

が指摘されている⁽⁸⁾。xviiiに Jones に拠れば、イリーリーのかかるプライマリな意味との関連で、同時にそれが「何らかの種類の血縁者 relatives のグループ」という意味をも有したとされる⁽⁹⁾。だが、Jones は、「ウェイルズ法」におけるイリーリーが、land holding との関連では全く言つてよい程用いられず、たいがいは blood feud の代りに、large groups of relatives、即ち血族 kindred によつて支払われる (或は受領される) galanas (チャートン人の Wergild と同じもの) との関連で現われる、と述べている⁽¹⁰⁾。このように、あくまでも血縁者集団としてのイリーリーは、血讐が慣習となつていた原生的な社会において、古くからその社会組織としての機能を果しつつ、存在していたのであるが、しかし、それはより大きな血族という環の内、様々にその範囲を画定された血縁者の狭い集団であつて、Seeborn が説くように、厳密に四世代に限定されていたわけでは必ずしもなかつた。かかる意味でのイリーリーは英語の stock に最もよく対応する、というのが Jones, T. Lewis に共通する理解である⁽¹¹⁾。

しかし、Jones が指摘するように、「ウェイルズ法」においてはイリーリーが、土地所有との関連で極く稀にしか言及されていないからといって、ではイリーリーが現実にかかる機能を果していないなかつた、と言えるであらうか。むしろこのように言い得ないことは、Jones が他方で詳細に説くように、「ウェイルズ法」に見出される 'tir gwelyog'、即ち「イリーリーの土地」に

関する記述からも明白である。かくして、Seeborn 以降、ウェイルズ中世史の諸問題を最も包括的に論じた T. P. Ellis は、「一般に、土地がイリーリーによつて占取されたこと、従つてこうした土地が『イリーリーの土地』と呼ばれたことは、あまねく承認されている」と述べる事ができた。因みに Ellis が Seeborn のイリーリー解釈を批判して、次のような点を明らかにしたことは、T. J. Pierce, Jones 等によつて高く評価されている。(一) イリーリーが事実として常に同祖の子孫から構成されているという証拠はない。(二) ガヴェルはイリーリーの分割によつて生じた下部組織ではなく、それは、義的に、a holding である。(三) イリーリーは十五世紀になつて、外的な圧力によつて解体するまで、分割されずに成長し続ける能力を有つ組織であること。ともあれ、行論上(12)で注目すべきことは、Ellis が、ガヴェルを Seeborn とは全く異なる保有地、a holding であるという解釈を下しながら、イリーリーに関しては、Seeborn の如く血縁者集団とは一義的に見做さないまでも、これをあくまでも何らかの集団——trade corporation の如きものを彼は挙げている——即ち土地占取の主体と考えている点である。ここには Seeborn 以上に、法典類に現われるイリーリーと所領調査簿に見出されるそれとをアプリーオリに同一視する Ellis の思考法が認められる。

いずれにせよ、「ウェイルズ法」において記されたイリーリーのプライマリな意味が、a group of relatives of some kind

(krismen, within a certain degree of relationship) であつた)と、その間の血縁者の集団によつて占取された土地)と云が、'tir gwelyog'、即ち terra hereditas, gwely land と呼ばれる家族所有地 a family land と云つた)と、⁽¹⁴⁾ などが確認できる。後者に関しても、多少その具体的内容を記しておく)と、gwely land におけるイリーリーのメンバー a priorior (a proprietor) の世襲の持分 (share, stake) と、tir priod (appropriated land) と、a personal holding と、cyfhir (joint land) と、an undivided share とから成つており、このうち世襲的に占取された土地に対す彼個人の権利は、彼の生存中に限られた conditional なものであり、かかる土地を自由に処分する権利もまた、慣習によつて厳しく制限されていた。そして、世襲地は相続に際して、彼の息子達の間で均等に分割された。およそこれらの点が、家族世襲所有地に固有の本質的特徴である。

「ウェイルズ法」におけるイリーリー及び 'tir gwelyog' の意味に関しては、およそ以上述べたようなことが、Jones の研究に依拠した場合に言い得る。とすると、Seeborn を批判した Ellis にも、Jones にも、イリーリーを本来的には土地を占取する主体＝基本単位、つまり何らかの団体を表示するものとして理解する点では、意外なことに共通していると言え(15)る。こと Seeborn のイリーリー解釈に関する限り、Ellis が批判した点は、イリーリーの構成及びその継起的分解↓ガヴェルの

『デンビー所領調査簿』におけるイリーリーについて

形成、にあつたわけで、T. Lewis が強く批判したところの、イリーリー＝a bed とする Seeborn のもう一つのイリーリー解釈ではなかつた)と云なる。

Jones と共に今日の「指導的学説」を築き上げた故 T. J. Pierce と、Seeborn, Ellis, そして Jones との間には、イリーリーの解釈に関して、深い断絶が見られる。Pierce の研究の特質は、Jones とは異つて、専ら所領調査簿を中心とする所謂 record evidence に依拠した)と云、⁽¹⁶⁾ 彼はやうした史料におけるイリーリーを検討した結果、これを、Seeborn とは逆に、一義的に、clanland (the united holding of a single stock or clan (W. gwelygordd)) と規定した。⁽¹⁷⁾ 誤解を避けるために付言すれば、イリーリーを a family holding or land と解したといふだけならば、何も Pierce が最初ではない。既に見たやうに、E. A. Lewis や A. N. Palmer はもちろん、Seeborn や、さへイムプリシットにはイリーリーのかかる側面を認めていた。さらに Jones の場合には慎重にも、「後世に至つて初めて「イリーリーが a resting place, 或は a permanent stake in the soil」と云ふ意味での a bed、即ち「保有地」と云う限定された意味」を有つようになったと、イリーリーの語義変化を指摘しつつ、Pierce の解釈に、この限りでは、従つて⁽¹⁸⁾いる。だが、Pierce にあつては、単にイリーリーが一義的に clanland として把握されたといふだけの意義にとどまらぬ。同時に彼が指摘してゐることは、そしてこの点において Seeborn を決定的に

乗り超えたと言い得るのであるが、かかる *gweily* (clanland) が、*gweylgordd* (clan) にちよつと所有された⁽¹⁹⁾、とごうじつこれである。この *gweily* 《家族所有地》と *gweylgordd* 《血縁組織》との術語上の区別は *Pierce* にあつては非常に厳密であり、それだけに重要な意味を持つと言わねばならない。といふのはごうである。このように土地とその所有主体とを別個にいけば複眼的に把握することによつてはじめて、逆に今度は、元來統一されていた・或は未分化の状態にあつた両者が漸次分離してゆく過程を、clanland の解体→individual ownership の確立の過程として把握することが可能となる、と *Pierce* は考へているからである。やや誇張した言ひ方をすれば、あたかも *Pierce* の著書のこの一ページをよつて、*gweily* と *gweylgordd* とが切り離されてゐることがないように、両者は《twin institution》(M. W. S., p. 354)として常に一對のものとして把握されてゐる。

ところで、*Pierce* の右の解釈を支えているのが彼の創見にかかわるイリーリー十二世紀起源論である。確かに、系図学研究から、clanland としてのイリーリーの名祖が、ほぼ一一五〇年から一一七〇年にかけて生存した有力な人物・氏族であつた、といふ有力な証憑を引出し、これを基に、an institution of the soil としてのイリーリーは一一〇〇年以降初めて出現した、と論じたのは *Pierce* をもつて嚆矢とする。この説は、今日ウェイルズ中世史の領域で「定説」化してゐる彼の幾つかの

thesis のうちでも、最も流布してゐるものであり、*Jones* はこれを《Virgin land theory》と命名してゐる。ついでに、*Jones* のこの命名が実地的確に *Pierce* 説の論理的弱点を衝いてゐることだけを指摘しておきたい。と言ふのも、*Pierce* は十二世紀にイリーリーが出現した原因を、この時期における部族乃至氏族の Virgin territory への定住(?)に求めてゐるからに外ならない。

他方 *Jones* 自身は、十二世紀以降 a holding としてのイリーリーが出現したという点には同意しつつも、この時期に部族自由民が定住した土地、即ち *Jones* の言ふところの 'the gweilyog'—*Pierce* がこの語をすべしつ tenurial な概念として用いてゐることに特に注意したい——は、決して未占取地 virgin land であつたわけではなく、十二世紀以前には専ら隷属民 bondmen が定住してゐた土地であり、従つてイリーリーは以前の隷属民保有地といわば「上置きされた」結果出現したものである、と主張してゐる。ここに、十二世紀以前の早期ウェイルズ社会像に関して、全く正反對の趣を呈する二つの説、即ち《Virgin land theory》と《theory of "dark age" conditions》(*Pierce* の命名)とが鑄を削りあつてゐるのが見出されるが、ついでこれ以上両者のイリーリー起源論に深く立入るつもりはない。いずれにせよ、a holding としてのイリーリーが十二世紀を画期に出現したとす一点で、*Pierce* と *Jones* とが一致してゐることを確認すれば足りるからである。

ところで最近永井一郎氏は、イリーを扱った一連の論考において、氏の所謂「通説」におけるイリー解釈を批判する見解を発表しておられる。氏は、Seeborn, Vinogradoff, Ellisらが依拠した「ウェイルズ法」及び『デンビー所領調査簿』の綿密な史料批判を果された後で、両史料に拠りながら、イリーについて次のような氏独自の解釈を下されている。先ず、『デンビー所領調査簿』が複製された一三三四年当時のイリーの構成メンバーについては、「本質的には血縁者集団ではない」と結論する。⁽²⁶⁾ではイリーとは何か。氏は、「このイリーとガヴェルを、二世紀前半以降のある時点で、自生的な成長によつてではなく、人為的にまとめ上げられた結果出来上つた農民の土地保有組織ではないか、と考える。」と述べられている。⁽²⁷⁾見られるとおり氏はイリーを「農民の土地保有組織」(団体を表示する)と規定するばかりでなく、進んでそれが、十二世紀前半に「人為的に」つくられた、と推論されているのである。

しかしながら、永井氏のこうした結論には、注意深く留保が付け加えられていることを見落してはならない。例えば、イリーが「農民の土地保有組織」として「人為的に」まとめ上げられる際に、「中世ウェイルズ社会を濃く色どっている血縁関係が擬制的に利用されたのではないか」(傍点は引用者。以下同じ)とされていることが第一。⁽²⁸⁾いま一つは、十二世紀前半以降のある時点で出来上つた「農民の土地保有組織」つまり「イリー」なりガヴェルが誕生する以前から、その母体となるよう

な農民の土地保有組織が、これは多分自生的に発達して来たと考えざるを得ない⁽²⁹⁾とされている点である。この二つの但し書きは、読者を甚だ当惑させると言わねばならない。というのは、右に指摘した二つの点を考え合わせると、結局、十二世紀以前のウェイルズ社会に、血縁者から成る何らかの土地保有組織が存在していたことを、永井氏はイムプリシットにもせよ認められていることになるからである。若し、氏がそうではない、とされるのであれば、「擬制的に利用された」血縁関係と、自生的な「農民の土地保有組織」とを、われわれは他の如何なる関連において理解したらよいのか。この点いまだ少し明示的な説明が必要であろう。

永井氏のイリー解釈についての疑問は以上にとどまらない。先ず第一に、『デンビー所領調査簿』に見出されるイリー及びガヴェルについて。はたして氏の主張されるように「農民の土地保有組織」と解してよいであろうか。いったいこの「組織」という言葉は、氏にあつては何らかの実体的な団体を表示するものであるのか、或は *Peace* がしばしば用いる如き *institution of gweily* といった、その機能に重きを置いた抽象的な意味で使われているのか、甚だ曖昧であるが、筆者は永井氏が前者の意味で用いていると考えざるをえない。第二に、イリー乃至ガヴェルを保有する共同土地保有農民——これらはイリー乃至ガヴェルを構成するメンバーではない——は、はたして永井氏の断言されるように「本質的には血縁者ではな

『デンビー所領調査簿』におけるイリーについて

い」のか。筆者は必ずしも、そう言い切れないと考える。既に触れたように、Jones は土地占取の主体としてのイリーリーを血縁者集団と見做し、Pierce は gweylgordd を group of free kismen と見做している。第三に、イリーリー乃至ガヴェルが「人為的に」創出された、と永井氏が考える根拠は何か。誰が(主体)、どのような目的でもってつくりだしたのか、氏は明示的には述べていない。この最後の点は、永井氏の様々な主張に援用されている Pierce, Jones, D. H. Owen 等の所説において齊しく指摘されているものである。だが、彼等の主張はいずれも確たる根拠を示しておらず、説得力に欠ける憾みがある。

およそ以上が永井氏のイリーリー解釈に対する筆者の疑問である。筆者はこれら三つの点、特に最初の二、二点に関し、以下の節で、具体的に史料を扱いながら詳しく述べるつもりである(三に関しては他日別稿を期したい)。

最後に、永井氏の所説に関していま一つ次のことを指摘しておきたい。イリーリーを「土地保有組織」と理解される永井氏は、ガヴェルについてもやはり同様に、「土地保有組織」と見做しておられる。しかしながら、かかる氏独自の構想を打出すために永井氏が援用した Pierce その人は、彼の名を不朽ならしめた論文「The Gafael in Bangor MS 1939」(一九四二年)の中で既に、イリーリーが単一の stock or clan (gweylgordd) の統一的な所有地であるとするれば、ガヴェル (gafael) もまた、

イリーリーに見られるような人的・民族的諸関係という上部構造、即ち gweylgordd、といったものを欠くものの、やはり holding であった」と述べている⁽³¹⁾。若しここで述べられているガヴェルを永井氏のように解釈するとすれば、それは Pierce の真意とはまことに程遠いと言わねばならない。そればかりではなく同時にまた、Seeborn の「始祖 (Wele (gwele)) の分割は、家族集団の分割であって、土地のそれでは決してない」という主張に対する、Pierce の批判の意義を見失うことになる⁽³²⁾。この一九四二年の論文で Pierce は、「イリーリーそれ自体は、疑問の余地なく元来、死亡した土地所有者 proprietor の家産 trefadaeth の、最初の分割から生じたところの持分 share であった」とする《thesis of a once partible gwele》(Ellis) を確認して、これを最後まで堅持したのみならず、さらに十四世紀の諸所領調査簿に記されたイリーリー並びにガヴェルが、その起源において厳密に、personal stakes in the soil であったことを繰り返し力説しているのである。T. Lewis が Seeborn と Pierce とを同列に並べて批判したのも故なしとなごのである⁽³³⁾。

(1) F. Seeborn, *The English Village Community* (London, 1883; 1905), pp. 194-5, esp. p. 195, n. 1.

(2) Seeborn, *Tribal System*, pp. 40-1.

(33) J. G. 氏 Vinogradoff と永井氏との。 Cf. Vinogradoff and Morgan, *S. H. D.*, p. XCIVII.

『デンビー所領調査簿』におけるイリーリーについて

- Wales', pp. 329-30.
- (22) Pierce, *M. W. S.*, pp. 254-7, 333, 339-41.
- (23) Jones, *W. H. R.*, (1960), pp. 127-8.
- (24) 永井一郎『ウェールズ法について』『国学院経済学』第二巻第三号、一九七四年。同『ウェールズ法』と Gwely』『国学院大学紀要』第十三巻、一九七五年。
- (25) 同氏、前掲『Gwely について』
- (26) 同稿、二二頁。同氏『ウェールズ法』と Gwely』一二四頁。
- (27) 『Gwely について』二三頁。
- (28) 同稿、二四頁。
- (29) 同稿、三二頁。
- (30) 永井一郎『Gwely の起源について』『イギリス史研究』一九七三年、九頁を参照されたい。
- (31) Pierce, *M. W. S.*, pp. 220-7. Pierce がこの彼の仮説を裏付けるために引証している Bronfield & Yale 所領の『第一次所領調査簿』のガヴェルにらうぶは T. P. Ellis が整理したリストを掲げておへ。(次頁参照)
- (32) Price, *ibid.*, pp. 329-30. Cf. Seeborn, *Tribal System*, p. 34.
- (33) Pierce, *ibid.*, p. 223.
- (34) T. Lewis, *op. cit.*, p. 304.

三 『デンビー所領調査簿』におけるイリーリー

前節では学説史の検討から、十四世紀の諸所領調査簿に見られるイリーリー乃至ガヴェルが、「農民の土地保有組織」ではな

く、family land、或は単に holding を意味したことを結論した。そこで以下においてはかかる解釈の妥当性を史料から裏付けるわけであるが、予め論証の手続きについて簡単に記しておきたい。第一に、永井氏が専ら実証に努められた、イリーリーの「構成メンバー全員が相互に血縁関係によって結ばれている血縁者団を形成していたのかどうか」という点は、自ずから論証の直接の対象とはなりえないことである。われわれにとってこの問題は、イリーリーが何らかの土地単位であることが証明された後にはじめて重要な意味をもつものであって、さしあたりは副次的な意義しかもたないからである。仮に氏の設問に即した場合でも、『デンビー所領調査簿』に記されているイリーリー及びガヴェル——と言っても、計算し易い後出の三コモエテのみ——の総数約三四〇のうち、強に当る五〇が、単独の土地保有農民によって保有されている事態のもつ意義もまた決して看過しえない、ということだけは指摘できる。

さらにまた、右の点との関連において、Kaymergh コモエテの非自由民 *nativi* によって保有される約三〇のガヴェルには一として固有の名称を付けられたものはなく、その上、これらのガヴェルは大部分が個人によって保有されていること、そして、*nativi* のイリーリーはもとより、自由民のイリーリーすらここには見られないのは何故か、といったことも、小稿で積極的に論じる機会を残念ながらない。

そこで以下の論述においては、「イングランドによるウェイ

注 (31) *The First Extent of Bromfield and Yale, 1315.*

The word gafael is used in the Extent in this sense only, and occurs in the following places : —

Ville.	Tenure.	Remarks.
Wrexham	Unfree	1 gafael held by one man, area with message and croft 7 acres. 2 gafael held by one man, area not stated.
Gwensanau	Do	18 half-gafaels, held by fourteen separate individuals, 2 by two brothers, and 2 by another lot of two brothers. Area not stated.
Erryres	Do	17 half-gafaels, 13 by separate individuals, 2 by two men jointly, and 2 by two other men jointly. Areas not stated, but all equal and same as in Gwensanau.
Bodedris	Free	2 gafael held jointly by two men, area not stated.
Chweleirog	Unfree	1 gafael held by four men, 2 gafael each held by two men, 3 half-gafaels held each by one man, 1 1/3-gafael held by one man Area not stated, but all gafael equal.
Llandynan and Cymmau	Free	1 gafael held by four men, 22 gafael held separately by single individuals, 1 1/3-gafael held by one man, and 5 quarter-gafaels each held by one man. Areas not given, but all gafael equal.
Bryntangor	Unfree	1 gafael held by four men, 1 gafael held by three men, 1 gafael held by one man, half a gafael held by one man. Area not stated, but all gafael equal.
Dutton Diffaeth	Free	One 1/3-gafael held by one man, one 1/6-gafael held by three men.
	Unfree	One 1/6-gafael held by a group of nativi, 1 gafael held by one pereon, and 1/3-gafael held by one person. Gafaels equal 36 acres each.
Erbistock	Free	1 gafael held by eight men jointly=40 acres.

T. P. Ellis, *The First Extent of Bromfield and Yale, 1315*, p. 25.

ルズ支配のインペリアルな性格」(R. R. Davies) が顯著に見られる Kaymergh コモータを一応除き、Jones の所謂 'pura Wallia' 即ち「征服されざる領土」に相当する Ughalet, Isdulas, Ughdulas の三コモータそれに Ishalet コモータに地域を限定することにする。これらの地域から、いろいろな意味で典型的と考えられる氏族を幾つか取上げ、十四世紀初期にこれらの氏族によって保有されるイーリー乃至ガヴェルが如何なるものであったか、かつまたそれらの機能及び性格が如何なるものであったかを具体的に見てゆきたい。その際、イーリーなりガヴェルが一群の共同保有者の団体によって保有されているか(血縁集団であると、何らかの土地保有団体であるとを問わず)、或は個人によって単独に保有されているか、という視点は、氏族内部の土地所有関係の変化及び氏族共同体の崩壊というこの二つの側面に究極の関心をおく小稿としては、行論上常に保持されねばならないものである。

Kaymergh コモータを除く他の四つのコモータにおいて、自由民氏族が排他的に村を占有するケース(A)三八(全八二村中の約四六%)のうち、しかも「一村を一つの氏族乃至占取団体が占有する場合」(以下A—Ⅰ型と呼ぶ)に該当する事例は二五あり、従ってほぼその半を占めているわけである。しかもこのうち、Talehern 村 (ff. 188-90) と Escorebriht' 村 (ff. 258-9) の二村を占有する自由民だけが、他の村において一切

イーリーもガヴェルも保有しないだけで、残る二三の村のすべてが、Eliis によつて北部ウェイリスの一五の 'special tribes' と呼ばれたものに入る四つの氏族と、その他の有力な氏族によって占有されている⁽¹⁾。そこで以下ではA—Ⅰ型だけを取上げることにし、先ず最も単純な右の二村から見ゆ。

例示Ⅰ

「耕地、森林地、荒無地の一七五八aから成る Talehern 村は、一〇〇 lectum におつて、Yarthur Menanglyven の progenies の保有に存し、一〇〇 lectum はやがて四〇〇 gavelle に分割される。f. 188」

史料の当該箇所を見ると、四つのガヴェルは皆 Yarthur の四人の息子の名前を各々冠せられているが、先ず最初の Gavelle Raithon を各々血統の異なる三人が保有し、Tung として一二d 支払う。二番目の Gavelle Ior には保有者が一人しかいない。三番目の Gavelle Lauwarth' には保有者は六人おり、二血統の兄弟からなつてゐる。最後の Gavelle Gron を四人の兄弟が保有するが、Gron ap Yarthur の血縁関係は、直接にはたどれない。結局 Yarthur Menanglyven の一族には計一四人いるが、いずれも Yarthur の四人の息子との直接の系譜関係ははっきり掴めない。なお、四つのガヴェルの面積は等しくない。何故なら Gavelle Raithon と Gavelle Gron の被没収地の割合が同じであるにもかかわらず、Tung の支払額が異なるからである。⁽²⁾

『Escorbrieth』の全村が二つの lectum に存し、最初の lectum は Wele Bleth' ap Wilyrm と呼ばれ、二番目の lectum は Wele Meuryk ap Wilyrm と呼ばれる。(f. 28)

1) 2) 3) 4) 5) progenies という文字は記されていないが、Bleth' と Meuryk とが共に Wilyrm の息子であると考える方が自然である。Wele Bleth' の約 1/2 は Bleth' を共通の祖父とする四人の孫が保有し、彼らは Tung を一 1/2 支払う。そして Wele Meuryk は、Bleth' の右以外の他の孫と考えられる四人と Meuryk の二人の孫、計六人によって保有され、彼らは Tung を一 1/2 支払っている。このイリーには、被没取地がないにもかかわらず、Tung の負担は、1/2 のイリーよりも、軽い。これもやはり保有地の規模が異なることを示唆し、そしてイリーが保有地であり、Tung はこれに賦課される地代であることを示す。上の 10 人は明らかに Wilyrm の progenies、即ち氏族 clan or stock と呼んで良しであらう。

さて、上記二例を除き、A—II 型に属す他の二三例は、すべからく、七つの有力な氏族による単独の占取にかかわるものと考えられるべきであり、そうした氏族は、全村を一括してあれ、またその一部であれ、いずれにしても本来の定住村以外の他の諸村においても、土地を占取している。

例示 II

そうしたなかでも、就中 Edred ap Marghnyd の氏族はデンビー所領における最大かつ最も有力な氏族であり、その一族

『デンビー所領調査簿』におけるイリーについて

が一括占有する村だけでも、八村にものぼる。元来 Marghnyd なる人物は、十二世紀後半乃至十二世紀前半に生存した、と言われ、事実、一三三四年当時最も若い世代である David は、Marghnyd から数えて(一世代を三〇年とみて)、八世代目に当る。(6) この点は Pierce 説の証明にしばしば援用される。他方、T. P. Ellis は、当氏族が九世紀にスコットランドの Strathclyde から、Phodri Mawr に招かれ、Mar とつう首長に引率され、北部ウェイルズに移住してきたとし、そして移住者達は最初、Loydcloyd 村を彼らの定住地として宛がわれた、と指摘している。(4) 前半の部分に関して、彼の挙証を鵜呑みに出来ないばかりか、後半の部分についても彼の指摘には問題が残る。というのは、部族の最初の定住地は、D. H. Owen が実証しているように、概して pastus Principis、即ち、部族王への食物貢租を支払う村と一致するからである。確かに Ughdulas コモートの Loydcloyd 村 (A—II 型)「一村が複数の氏族乃至占取団体によって占有される場合」をこれに分類するには、Edred の四人の息子の名前を冠した四つのイリーと、さらに Edred の息子 Ithel の二人の息子のイリー、及び Edred の息子 Idaneth の五人の息子のイリーが存在するが、いずれもここでは当食物貢租を支払わない旨の記述があり、そして各々の氏族 progenies について食物貢租の支払地が明記されている (ff. 272-3)。そして Isdulas コモートの Abberge-lleue 村 (A—II 型) をみる (ff. 227-230) Edred ap Mar-

ghnyrd の氏族は当村の^{1/4}を、Edred の先の四人の息子の子の氏族と、^{1/4}を^{1/4}の Idenerth の息子 Gong (Edred の孫) の五人の息子、即ち Edred の曾孫の氏族等が保有している。しかし、このうちあくまでも当村で食物貢租を支払っているのは、Wele Ithel を保有する Ithel の氏族の一人人と、Wele Rees を四つのガヴェルにおいて保有する Rees の四人の息子の氏族の二人だけである。Wele Bleth を保有する Beth ap Edred の氏族二人は当村では食物貢租を支払わずに、Kylkeyn 村 (A-I 型) を一括占有し、そこで当貢租を支払う。因みに、Kylkeyn 村では、この Bleth の三人の息子の名を冠した三つの lectum 即ちイリーリーが存し、先ず Wele Gwyon には一人の保有者があり、食物貢租を二^{1/2}に^{1/4}支払っている。同じく Wele Guyon には二人おり、三^{1/2}に^{1/4}支払う。そして Wele Lawargh には五人の保有者がいて、これは一六^{1/4}しか支払わない。従って Bleth ap Edred の氏族は、Kylkeyn 村を本拠として分家・独立してこの^{1/4}となる。先の Abbergelleue 村では、Bleth の氏族と同一四人の名が挙げられていたが、Kylkeyn 村では、Bleth の三人の息子の氏族に分れ、総計三三人の名が挙げられている。この三三人の中には先の一人が——たとえ全員でなくとも——含まれている。だから、Wele Bleth ap Edred と、progenies Bleth ap Edred とは、完全に異質のものであることが判る。即ちイリーリーは Bleth の名に因んだ保有地を意味し、他方、progenies は Ble-

th の血をひく子孫、正しく氏族を表わす、と考えられる (cf. 239)。同様なのが Edred の他の息子 Idenerth, Rees, Ithel についても言える。既述のように、Abbergelleue 村では Idenerth だけに、彼の五人の孫の名に因んだイリーリーが存した。この五つのイリーリーを保有する五氏族は、既述の Loydcloyd 村にも存したが、^{1/4}に Toronoth 村 (ff. 26-1) Laethenayn 村 (ff. 267-8) を各々一括占有する。

Toronoth 村で五つのイリーリーを保有する Gong ap Idenerth ap Edred の氏族の成員の名前は Abbergelleue 村で挙げられているとされ、かつ、食物貢租も当村で支払うわけではない。これらのうち、Lawargh と Gron の二氏族は当食物貢租を Laethenayn 村で支払う、Mad と Rishard の氏族は Abbergelleue 村で支払っている。但し、Ior の氏族については実に複雑で、この氏族だけが擡んでた発展を遂げているのである。

Abbergelleue, Loydcloyd, Toronoth, Laethenayn の四村に Wele Ior ap Gong¹ は存するが、これを保有するのは、いずれも Ior の息子 Ken ap Ior の氏族である。しかしこの Ken の代 (一三三四年当時の当主 David から二代さかのぼる) に当氏族は部族王から特権を与えられたらしく、Loydcloyd 村に次のような記述がある。「彼らの申し立てによれば、その後王は、同 Ior の息子 Ken 及び (彼の共同) 相続者²に、(彼ら)が) 如何なる Tung³ 並に Tretir⁴ を支払わずに、又、

如何なる *relevium* 或は *amobr* をも支払わずに、*kyra* にまた、*Tuenan* 村において記されている類の奉仕以外の他のすべての奉仕をも給付することなく、当 *Wele* すべてを、*Wueyls* において彼らの (保有する) 他のすべての土地と共に、世襲的に保有することを許可した。[273]。引用文中の *Iyryr Wele* が保有地、土地であること、もはや疑いえない。かかる特権を与えられた氏族は、当所領には他に皆無である。かくして *Ken ap Ior* の一族は以後 *Edden* 一族とも呼ばれることになり、独自に、*Tuenan* 村 (ff. 268-270) を一括して (但し被没収地を除く)、一四人で占取し、*kyra*、*Thlessalet* 村 (ff. 197) の *Gavella Wyrion Edden*、*kyra*、三人で保有し、*Brenfanyk* 村の *Wele Ken ap Ior* と *kyra*、五人が保有する。

同じく *Edden* 一族と呼ばれながら、*Ken ap Ior* の氏族とは別に、*David ap Eynon ap Ken ap Ior* の氏族と記されている *Dynorbyn Vaghan* 村 (ff. 212-3) の例は興味深い。当村において *David* の氏族——他の処に *Gavella Wyrion Edden* を保有している者達——は、*Wele Gruffri ap Trahairn* と呼ばれる保有地を保有しているのである。Trahairn と *Ken ap Ior* 氏族との関係ははっきりしないが、かつてこの人物がこの *Iyryr* を保有していたことは明白である。とすれば、*David ap Eynon ap Ken ap Ior* の氏族が、その後、この土地を保有するようになった、と書いて間違つた。これも *Wele*

『ナンビー所領調査簿』における *Iyryr* について

(*gwely*) と *progenies* (*gwelygordd*) が全く次元を異にする証拠であり、前者から本来の所有者が切り離された例である。例えは、先の *Thlessalet* 村の場合に、*Edden* の氏族に属するとされる三人が、*Wyrion Edden* と称される *gwely* を保有していたことを想起された。この用語法、*Gavella Wyrion Edden* は、*Edden* 一族の *gwely*、即ち保有地の謂であつて、それ以外には解しえない。いずれにしても、*Edred ap Marghnyd* の子孫の中でも、彼の曾孫 *Goug* から出た *Ken* の嫡流——一三三四年当時の当主は *David* と考えられる——が最も勢力があることを知る。これは氏族内部の不均等発展、即ち自生的生長を物語る例である。

kyra、*Eddred ap Marghnyd* の最初の定住地と目される *Abbergelleue* 村に、*Bleth*, *Idenorth* の他に、*Ithel* と *Rees* という *Edred* の息子の名を冠した *Iyryr* が存するところを既に見た。先ず *Ithel* の氏族の本拠が当村にあったことは、当氏族のメンビーである一六人がここで食物買租を支払っていることから明らかであるが、*Ithel* には二人の息子があり、彼らは各々独自に氏族を形成して、今では *Machebrut* 村 (ff. 250-253) を本拠として一括占有している。そこに見出される記述は興味深い。

[*Machebrut* の全村が二つに *lectum*、即ち *Wele Ithon ap Ithel* と *Wele Gron*、*ap Ithel* において保有される。前者は *kyra* に八つの *progenies* に分割され *convertitur*、後者は五つ

の progenies に分割される。f. 250]

この記述を読むかぎり、イリーリーが progenies と同じ何らかの、しかもより大きな血縁組織であるかの如き印象を受ける。だが、かかる血縁組織としてのイリーリーを示唆する記述は、史料には他になく、むしろこれは例外と言えろ。ところが、八つの progenies 或は五つの progenies と言われるものは、実際にはすべて Wele Ithon の $\frac{1}{8}$ 、或は Wele Gron' の $\frac{1}{8}$ 等と記されており、しかも三番目の $\frac{1}{8}$ Wele を保有する五人は、四番目の $\frac{1}{8}$ Wele を保有する六人中の五人と同一人物である。いったいこれを如何に解すべきか。およそ Ithon の八人の息子の氏族 progenies が、Ithon ap Ithel の保有地、即ちイリーリーに対する持分を、均等に彼らの間で分割して保有しているとしたか考えられない。また、分割された保有地の保有者が互いに重複している点は、当氏族の成員の間に経済的不平等が生じていた、と考えれば説明がつく。すぐ後で述べるように、このように同一の保有者が、他の共同保有者と共同で幾つもの保有地を有つ例は決して稀しくはない。著しい場合には、一人の保有者が単独で二つのガヴェルを保有している例さえ見られる (Meley 村 f. 173)。それはともかく、Ithel ap Edred の二人の息子の氏族は現在では当村を本拠として分家・独立しており、他村には進出してない。

最後に、Ken ap Ior の氏族と同様に、幾つもの村に複雑に進出してゐる Rees ap Edred の氏族の場合を見てみよう。

Abbergelleue 村では、Rees ap Edred のイリーリーは、*swan* の四つのガヴェルに分割されている。最初のガヴェル(名称不詳)を七人が保有し、食物貢租を $3s\ 3d\ \frac{1}{2}$ 支払う。次の Gavelia Cuthelyn を九人が保有し、食物貢租をここでは三年に一度 $2s\ \frac{1}{2} \cdot \frac{1}{4}d$ 支払い、他の二年間は Heskyn 村 (f. 193) にて支払う。同様に三番目のガヴェル(名称不詳)も、これを保有する五人は当貢租を三年毎に一度 $10d\ \frac{1}{2}$ 支払ひ、Postu 村にて他の二年間は支払う。そして四番目の Gavelia Heydylo を Gruff' ap Ken' ap Ior' が単独で保有し、当貢租をやはり三年に一度当村で支払い、他の二年間は Postu 村にて支払っている。そして Postu 村の記述を見ると、「耕地、森林地、荒無地の一五〇a から成る当村は、Willym ap Rees の氏族が四つのガヴェルにおいて保有する。f. 190」と記されている。Gavelia Doyok には七人の保有者がおり、食物貢租として一九dを支払う。このガヴェルはおそらく Abbergelleue における Wele Rees ap Edred の四つのガヴェルのうちの一つ、即ち三番目のガヴェルと同一であると思われる。というのは、そこでの五人の保有者がそっくり Gavelia Doyok でも保有者として名前を挙げられているからである。この場合、保有者数が異なるということ、ガヴェルが保有地であつて、「土地保有組織」でない以上、不思議はない。当ガヴェルの七人の保有者は当村で二年間続けて、食物貢租を支払うわけである。Gavelia Hoydylo は、*huydylo* 保有者は Abbergelleue と同じ Gruff'

It' ap Ken'ap Ior' 一人であり、やはり二年間続けて食物貢租を当村にて支払う。Gavella Lauwargh は四人によつて保有され、おそらく Abbergelleue の当イリーの最初のガヴェルに該当すると考えられるが、そこでの七人の保有者と一致する人物は四人の中には見当らない (f. 191)。これもガヴェルが保有組織でなつてゐるを示す。Abbergelleue にあつた Gavella Cuhelyn が当村には見られな代りに、William ap Rees には、実はあつて一人 Ken' という息子がいたことを知る。当村の記述には、「以前 Ken ap William が保有してゐた Gavella Ken ap William は、これを相続する保有者がいない。f. 190」とあるからである。ところが、このように、相続者が欠けている場合に、その土地が、先の Wele Gruffri ap Trahairn の場合のように、他人によつて保有されているということは十分考えられる。そうした場合、当然イリーなりガヴェルなりの名称と現保有者の名前とは結びつかなくなる。永井氏が「血統上のつながりを認めることが出来ない」と言われるケースの一部は、こうした事情によるものと言つても可いであらう。

以上 Postu 村は、当村において分家・独立してゐる William ap Rees 氏族の三つのガヴェルにおいて一括占有される。当氏族の残る一つのガヴェルは、Beydiok 村 (f. 190) にある。ここでは四二〇 a からなる当村を Cuhelyn ap William の氏族が一ガヴェルにおいて一括保有する。Cuhelyn の氏族は、当村では Tung を支払うだけで食物貢租は Heskyn 村で支払う

『ランビー所領調査簿』におけるイリーについて

とされ、また共同保有者の名前もそこで挙げられている。このガヴェル Cuhelyn の場合 Heskyn 村で名前を挙げられている九人は、先に Abbergelleue 村でガヴェルを保有していた九人とすべて同一人物であり、またそこでの記述通り、当村で二年間続けて食物貢租を支払う。因みに、Heskyn 村もまた、Gavella Cuhelyn だけでなく、他の三つのガヴェルにおいて、William ap Rees の氏族が一括占有しているが、その三つのガヴェルの保有者は、すべて Postu 村における保有者と同一人物である。しかもそれだけでなく、各ガヴェルにおける領主の所有率 (被没収地の割合) は、両村共全く同じである。そこで各ガヴェルに賦課される——本来的には各共同相続者個人に対してでは決してない——Tung の支払額を見みると、例えば Postu 村の場合には、各ガヴェルにつき、元来一〇 d が賦課され、Heskyn 村の場合ならば、同様に一二 d が賦課されてゐることが判明する。

よするに、William ap Rees の家族 (Pierce の言う a single occupying family) によつて最初占取された Postu 村或は Heskyn 村は、次いで彼の死亡と共に、William の五人の息子のガヴェル (但し、Ken は対イングランド戦争の際に死亡) に均等に分割され、さらに村に課せられた Tung が各ガヴェルによつて均等に負担されていると考へてよい。かかる均等分割という basic な觀念に基いた——一三三四年には、Gavella Heydyio は常に一人の保有者が Tung を全額負担して

いる。——土地の分割・占取(権利)——Tungの均等な負担(義務)が伴う——は当氏族が占取する村すべてにおいて共通に見られる。既述の Machebrut 村において Ithel ap Edred の二人の息子の間で村がどのように分割されていたかを想起されたい。Ithel の二人の息子、Ithon と Gron とに村は二分され、各々に六〇d の Tung が賦課されていた。故に、八人の息子をもつ Ithon は村の土地の半分を八つに分け (per stirpes)、各々が $7d\frac{1}{2}$ ずつ ($\frac{1}{8}$ は 8d) を負担するようにし、他方、Gron は彼の土地を五等分し、各 $\frac{1}{5}$ に二二d を負担せしめたのであった。しかし、『所領調査簿』の段階になると既にこの「平等原理」が崩れているのが認められる。per stirpes、即ち「株分け」に基づく分割相続 Gavelkind——とごつてもそれは持分 fractional shares の分割であり、外見的にはあくまでもイリーリーは統一されている——の慣行が、氏族を内部から突き崩していったことは否めない。

例示 III

イリーリー乃至ガヴェルをそもそも一義的に血縁者の集団(氏族或は家父長制大家族)と、或はまた何らかの土地保有組織と見做す立場からは、上来述べた Progenies と gweily の区別に對して、次のような反論が予想される。つまり、gweily は元來 progenies と同義で——とはいえその包括する血縁者の範囲は異なる——共に英語の stock に当るのであるから、単に gweily を progenies と言い換えたただけである」と。そこであつて

か。この問題を扱うのにふさわしい事例として、そしてまた従来かかるものとして実際に取扱われてきた Ughalet コモニーの Rand Vaghan ap Asser の氏族を見てみよう。

北部ウェイルズの一五の 'special tribes' のうちの二つ Hedd Molwyng 氏族は、デンビーにおおつては、先づ Edred ap Marghnyd 氏族と勢力を二分する Rand Vaghan ap Asser の氏族によつて代表される。⁽¹¹⁾ 当氏族 progenies は Rand Vaghan の四人の息子、Rauthlon, Idenerth, Daniel, Kewret に因んで各付けられた四つのイリーリーにおいて (per capita)、五つの村を一括占取し、さらに二つの村の一部(但し Petural 村を除く)を占取していた。四つのイリーリーはさらに、Wele Rauthlon と Wele Idenerth が各々の名に因んだ各四つのガヴェルに分割され、Wele Daniel と Wele Kewret が同じく彼らの名に因んだ各二つのガヴェルに分割されている (per stirpes)。ここまでの血統のつながりは明瞭であり、組織的一性もありそうである。この限りでまた、四人の息子がイリーリーという家族集団を形成し、二人の孫がガヴェルという、さらなる家族集団或は小家族を形成した、と考えてもおかしくない。しかしながら、各ガヴェルに関する史料の記述を仔細に検めてみると、即座に幾つかの疑問にぶつかる。例えば、(1) Rauthlon のガヴェルから派生した四つのガヴェルのうちの Gavella Guyon と Gavella Bleth' の二つを Kent' ap Bleth' ap Vaghan の五人が共同で、一括保有して居る [tenant

inter se duas gavellas de primo lecto integro... f. 155]。この記述はガヴェルが何らかの集団を指すものではなく、明らかに保有地であることを示している。(二)当氏族の一二のガヴェル中、被没取地となつてゐる一つのガヴェルを除くと、一ガヴェルのうち、三つは保有者が一人しかない。Seeborn, Vinogradoff の見解に拠れば、イリー乃至ガヴェルは、曾孫或は孫の世代を生産の基軸とする共同体と見做されるのであるから、保有者が一人というのでは明らかに組織の体をなさない。Deunant 村 (ff. 151-161) を例にとれば (当氏族が一括占有する他の四つの村でも同じだが)、一のガヴェルは、保有者の数に係りなく、一律六dのTungを賦課されている (既述の Edred ap Marghnyd 氏族の場合と同)。これはガヴェル、即ち保有地に対するいわば地代と考へなければ意味が通らない。

(三) 次の例も『デンビー所領調査簿』におけるイリー乃至ガヴェルと progenies との関係を示している。Grugor 村 (ff. 161-163) では当氏族は、一ガヴェルにおいてではなく、四つのイリーにおいて全村を占取している。このうち Rauthlon のイリーについて史料は、[既述の Deunant においてその名前が記されている progenies Rauthlon ap Rand は、上記に明らかなる如く、彼らの間で、四つのガヴェルから成る Wele Rauth' ap Rand を保有する... f. 161] と記している。この場合も progenies は共同保有者を表わし、イリーはその保有する土地を表わす、という厳密な区別が置かれてゐる。(四) 最

『デンビー所領調査簿』におけるイリーについて

後に当氏族が一時的にはないが、その地を占取する Petruai 村 (ff. 180-183) について見よう。

[Petruai 村は自由民の (保有する) 一三の lectum から成る... Rand Vagh [ap Asser] の氏族の土地保有者——彼らの名前は Deunant において明らかである——は既述の Deunant と同じように四つの lectum において、同じだけの持分 partem を同じ当村でも保有するのであるが、しかし、このことは当村の地を Wele Wiryon Rand と呼ばれる、ほぼ一〇の lectum と同じ quasi pro vno lecto 保有する。f. 180]

文字通り解せば、Rand の 'true property' 即ち Rand の integral な土地財産となる。⁽¹⁴⁾ 因みに、史料の欄外には propars Wiryon ap Edred, propars wiryon Gougou と記された例もある。イリーは氏族を意味するものでもなければ、何らかの土地保有組織を意味するものでもない。序でながら当村の記述で、progenies が priodari'、即ち土地保有農民 (average tribal freeholder—Pierce) と同じ言葉によつても表わされている点にも注目したい。だからと言つて、progenies の本来の意味が全く消失しているかと言へば、そうではない。T. P. Ellis が言うように、確かに、一三三四年当時生存していた土地保有者が、イリー乃至ガヴェルに冠せられた名前的人物の子孫である、という決定的な証拠はない、とデンビー所領内のすべての氏族についていま一応は言える。⁽¹⁵⁾ しかし史料において、イ

リー乃至ガヴェルを保有する *nativi* たる共同土地保有者には、この *progenies* という語は決して用いられず、ないことを想起するならば、やはり *progenies* は血縁関係を基軸に結ばれた人々の団体——もとより非血縁者の存在を排除しない——を原則的には表わすものと考えられるべきである。

Rand Vagh' ap Asser 氏族の最初の定住地が Demnant にあったことは、そこで食物貢租が支払われていることから明らかであるが、ここで注目したいのは、各イーリー乃至ガヴェルにおける共同保有者各自の個別的所有権 *several ownership* の端緒的成立を示す次のような記述が、当村に見出されることである。[Gavella Cadug' ap Daniel の $\frac{1}{2}$ は、私通の廉で権利を剝奪された Ken' ap Meredith ap Ior' のものであった… f. 159]。『カーナーホン文書』にも「Yarthur Bleyth (Jarddur Vlaidd) の gatael には、地代賦課に由ると、(か)つて Ienan ap Stephen が所有していたところのニエーカーの被沒收地がある…」(R. C., p. 4) と記されているところからも、デンビー所領のみならず、北部ウェイルズ全体にわたって、土地の個別的所有が端緒的に成立していた、と考えられる。⁽¹⁶⁾

例示 IV

A—I型に含まれる他の代表的な氏族として Canon ap Lauwargh 氏族が挙げられる。これは Isialet コーデーの Astrret Canon 村 (ff. 75-79) Nantbyn Canon 村 (ff. 87-89) を全村占有し、その他にも Press 村 (ff. 89-112) の $\frac{1}{2}$ Dyncadvell

村 (ff. 124-26) の $\frac{1}{2}$ 等を占有する。

[Astrret Canon 村は長い間四つのガヴェルにおいて Canon ap Lauwargh の氏族が一括占有していた。各ガヴェルは諸王の時代、Tung' を二ス六p支払っていた。f. 75]

Canon には元来七人の息子がいたが、Keneuerth は亡っており、残る六人の息子の間で四つのガヴェルを保有している。ところで、その場合興味深いことに、Ienaf と Eigion を除く他の四人が $\frac{1}{2}$ ガヴェルを保有していることである。⁽¹⁸⁾ 史料には他にもこのような、 $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{3}{4}$ 、 $\frac{2}{3}$ ガヴェルといった、或は、 $\frac{1}{5}$ 、 $\frac{1}{6}$ 、 $\frac{2}{7}$ イーリーといった記載が多数見られる(イーリー並びにガヴェル総数のおよそ二〇%にもほぼる)。このようにイーリーなりガヴェルなりが加減乗除——エスチートの厳密な算出法を見よ、——されるということは、如何なる意味を有つのか。この場合に若しガヴェルが、共同相続者 *coheredes* 乃至共同分け前保有者 *participes* の集団を表わすと解したならばどういふことになるであろうか。その場合には $\frac{1}{2}$ 集団或は $\frac{1}{3}$ 集団ということになり、極端に言えば、保有者が一人の場合には $\frac{1}{6}$ 人ということになる。このように解しえないことは自明であろう。イーリー乃至ガヴェルは、なるほど始源的には何らかの血縁団体、或は *trade corporation* の如きものを意味したかもしれないが(前節二を参照)、少なくとも『デンビー所領調査簿』に記されたイーリー乃至ガヴェルはそうではない。たびたび指摘してきたように、これは共に、a unit of joint proprietorship 或は

単に保有地或はかかる土地に対して保有集団が有する諸権利の
総称 a collection を指す⁽⁷⁵⁾と考へる。

Canon ap Lauwargh⁽⁷⁶⁾ 氏族に關して特筆すべきことは、この
氏族が Prince から何らかの聖職者としての特權 ecclesiasti-
cal privilege or immunity を与へられたこと(77)である。
Nanthyn Sancturum 村(78)のイーリーに於て、それと Tunng
及び Treth⁽⁷⁹⁾ の代りに Albadeth を賦課されたこと。その
当村の natiui は、これらのイーリーや Canon の氏族 ecclesia-
stical progenies から保有してゐる。のみならず、当村の他の
自由土地保有農民——もつとも彼らは被沒收地の保有農民であ
るが——もまた当氏族から土地を保有してゐる。それ故当村は
一括して Canon ap Lauwargh 氏族に、インマニチヤが与へ
られたこととなる。同様に Ughalet ノヤーチの Guyth-
heyn 村 (ff. 184-8) (A-II型) にあつて三つのイーリーを保
有する自由民もまた、各々のイーリーの一部を当氏族から保有
し、「この領主は彼らに abbot と言はれしむる」。そして土地保
有農民はやはり、Tung, Treth⁽⁸⁰⁾ の代りに Albadeth を支配
してゐる。Albadath と云ふ語が出てくるのは上の二村だけで
他には見られなす。以上の点から推して Canon ap Lauwargh
氏族が、上級領主 (Prince ノインズランド領主) から特權を付
与された、下級領主 underlord として二つの村を所有してゐ
たことは明らかである。かつた the privileged clan of
abbots (T. P. Ellis) が征服前に既に存在してゐたことは注目

『ケンペー所領調査簿』におけるイーリーについて

(75) 封建的土地所有階級 landowner の成立を告げらるもの
である。

- (1) T. P. Ellis, *The Welsh Trial Law and Custom*, Vol. I, p. 103 et seq.
- (2) Pierce, *M. W. S.*, p. 224, n. (77)
- (3) Vinogradoff and Morgan, *op. cit.*, p. 228. David ap Eynon ap Ken ap Ior ap Goug ap Idenerth ap Edrad ap Marghnyd (ap Cynan); Cf. D. H. Owen, 'Tenurial and Economic Developments in North Wales in the Twelfth and Thirteenth Centuries' *W. H. R.*, Vol. 6, no. 2, 1972, pp. 123-4.
- (4) Ellis, *op. cit.*, pp. 106-17. Cf. pp. 226-8.
- (5) T. P. Ellis, *The First Extent of Bromfield and Yale A. D. 1345*, p. 29. Ellis はこの史料に於ては、*abbot* は、*abergele* clan と記されてゐる。因みに新氏族は、後のチャーター王家の祖先である。
- (6) Owen, *ibid.*, pp. 121-2; Vinogradoff and Morgan, *op. cit.*, p. 1xiv.
- (7) 各々のイーリーの特權や新氏族と与へたのは、Llywelyn ap Iorwerth [The Last d. 1267] 王である。Cf. Vinogradoff and Morgan, *ibid.*, p. 228, n. x.
- (8) 但し Gavella Doyok ap Wilym の共同相続者の *do*、Doyok Gogh⁽⁸¹⁾ などは、Heskyrn 村に土地を有したなら (f. 192)。
- (9) この時代種々の賃租が、共同保有者の中の特定の人間に対して課せられる例も見られる。(個別的所有 several ownership の節

- 分府確立)° Cf. A. N. Palmer and E. Owen, *op. cit.*, pp. 45-6' 61-2.
- (2) Vinogradoff and Morgan, *op. cit.*, p. xxiv; 永井一郎' 前掲「Gwely 及びその」三三頁°
- (11) Ellis, *The Welsh Tribal Law and Custom*, Vol. I, p. 130.
- (12) *ibid.*, p. 135.
- (13) 参考神田博士 Bromfield & Yale 所領の一五〇八年の所領調査簿に於ける 'Gavel Edr' ap Kenr' de progenie Hova' とする表記を考へて置く° Cf. A. N. Palmer and E. Owen, *op. cit.*, p. 48.
- (14) 'Wiryon' なるカサハヤノス語に由来する T. Lewis の解釈に従った° Seebohm 博士は grandson へ解釈する° 但し Lewis の 'Wale' のイリジの解釈、即ち bed, inheritance, property 等は自家撞着による° T. Lewis, *op. cit.*, pp. 301-2.
- (15) Ellis, *ibid.*, p. 105.
- (16) Pierce, *M. W. S.*, pp. 224-7, esp. p. 224. n (77)
- (17) Ellis, *ibid.*, p. 127; Owen, *op. cit.*, pp. 121-2.
- (18) 上列のものがヴェルは、ふきなり per stripes による分割られたことを示唆するかの如くであるが、だが Lauwargh Vaghan を除く他の五人は Canon 姓を名乗っており、彼の間の per stripes による分割が生じたことは考えられなく。
- (19) L. O. W. Smith, *The Lordship of Chirk and Oswestry, 1282-1415* (unpublished Ph. D. thesis, University of London, 1970), pp. 265-69.
- (20) Vinogradoff and Morgan, *op. cit.*, p. 94, n. q, p. 116 Albadeh が、領主たる Canon 氏族に由来するといふことである°

Summa Albadeh' vivendum in Nanthyn Sacrorum.... (f. 88)
 と記されていることは明らかである°

(21) *ibid.*, f. 88, Et omnes ceteri piodarii eiusdem ville tenent de progenie Canon ap Lauwargh.

(22) *ibid.*, p. xcix; Ellis, *The Welsh Tribal Law and Custom*, Vol. I, pp. 302-4.

四 むすび

以上、四例の具体的な検討を通じて (一) 一三三四年当時のイーリー乃至ガヴェルが a unit of joint proprietorship 或は単に個人の保有地であることを確認できた、と考える。そしてイーリーはこの時代、往時の家族所有地たる性格を失いつつあったが、あくまでも原則的には土地の自由な売買・譲渡は、古来の慣習によって禁じられていた。この点ケントの土地単位であるスレンジ乃至ユグムとは大きく異なる⁽¹⁾。(二) イーリー乃至ガヴェルの現在の共同保有者が、当該イーリー乃至ガヴェルの創始者の子孫であると推定される場合もあるが (例示 I)、これは小規模の占取集団・氏族に限られる。つまり、この氏族の誕生は比較的新しい、と考えられる。(三) 逆に大氏族のイーリー乃至ガヴェルを保有する共同保有者の場合には、氏族の創始者の子孫であるか、ないかは直接立証できない場合が多い (例示 II III)。従って例示 II の Ken ap Ior' 氏族の David ap Dynon ap Ken ap Ior の如き、つく限られた有力者の場合に

は、たまたまその系譜が史料に記されていれば八代或は九代くらい前まで辿ることができて、他の多くの場合には不可能である。従つて本来、イーリーの創始者と現在の保有者との間に血統上のつながりがあるにもかかわらず、たまたま系譜関係が記されていないだけである、と考えることもできる。

これらの理由、特に(三)から、イーリー乃至ガヴェルの名祖と、現在のその共同保有者との間には、確かに、一見したところ、直接の血統関係が認められないことが多いが、かといつて、逆にこれだけで積極的に、イーリー乃至ガヴェルの現保有者が「本質的には血縁集団ではない」と判断する根拠もまたないのである。

ただ、永井氏のように言い切らないまでも、確かにイーリーなりガヴェルの共同保有者が血縁集団でない場合が、十四世紀ともなれば、少なからず存在したと推測される。だからといって、氏の主張されるように、イーリーが初めから「土地保有組織」として「人為的に」つくられたためであると言ふわけではない。私は、分割相続によつてひき起されたイーリー・家産の「経済的ミニマム」以下の水準への零細化、相続者の欠如、家族間の労働力格差によつて生じた氏族内部の階層分化に、その一因を求めたい。十三・四世紀の、イーリー内部における個別相続財産の一般的な零細化傾向については、Jones や Pierce が齊しく指摘するところであり、こうしたなかにあつて一部の富裕化した農民が、相続者の途絶えた氏族の世襲地を引継いだ

『デンビー所領調査簿』におけるイーリーについて

り、或は零細土地保有民の持分を獲得することによつて、自己の保有地を拡大してゆき、その結果、イーリー内部に錯綜した保有関係並びに人的構成が出来上つたと、考えられるべきである。共同保有者とイーリーの名祖との間が系譜的に切れていたり、或は保有者相互の血統が異つていたとしても、イーリーなりガヴェルが保有地である以上、或る意味では当然と言える。

イーリーがこの時代どの程度分解し、またその本来の所有者である氏族がどの程度解体していたかといふことについては、本文で明らかにしえた範囲からだけでも、かなり進んでいたと判断しても誤りないと思われるが、私はその最も進んだ姿が Kaynegh コモテ、或は Ishalet コモテに見出されるガヴェルであり、就中 Bronfield & Yale 所領のガヴェル(二)の注(31)を参照)であつた、という見通しをもっている。後者の場合にはヴァーギイトと同次元において normal holding を云々することさえ一見可能である。が、この問題は今後隷属民の土地保有形態を明らかにするなかで論じられるべきものである。同様にイーリーについても、今後アングロ・サクソンのハイド hide 或はケント地方のスルング surlung やユグム Jugum との比較のうえで、その歴史的性格及びそれが十三・四世紀段階に果たした機能を、もっと詳しく見究める必要があるであらう。

(1) 十四世紀初頭の自由土地保有農民によるイングランド国王への請願は、彼らがイングランドの法に基づいて、土地を自由に売買譲

渡しえなむ不満を訴えたもので、その際彼等は、(一)分割相続權行(二)四年間とらう期限分の土地讓渡条件(三)二〇〇の冊書の廢棄を求めた。J. B. Smith, *Crown and Community in the Principality of North Wales in the Reign of Henry Tudor*, *W. H. R.*, Vol. IV, no. 2, 1966, p. 148; E. A. Lewis, *op. cit.*, p. 29. cf. J. E. A. Jolliffe, *Pre-Feudal England: the Jute* (Oxford, 1933) pp. 19-26; A. R. H. Baker and R. Butlin, *op. cit.*, pp. 405-412.

(2) Jones, *W. H. R.*, (1960), p. 116; Pierce, *M. W. S.*, p. 337.

(3) L. Smith, *thesis*, pp. 299-320.

(4) A. N. Palmer and E. Owen, *op. cit.*, p. 63; Ellis' *The*

First Extent of Bromfield and Yale, 1315, p. 24.

(一九七五年十月二十三日)